

令和2年8月21日

山口県教育委員会会議議案

山口県教育委員会

議案

番号	件名	主管課	備考
1	山口県教育委員会表彰規則による表彰について（報告承認）	教育政策課	公開
2	山口県いじめ問題調査委員会委員の任命について	学校安全 ・体 育 全 課	公開

報告事項

番号	件名	主管課	備考
1	令和3年度(2021年度)山口県立学校職員（実習助手・寄宿舍指導員）採用候補者選考試験の実施について	教職員課	公開

議案第1号

山口県教育委員会表彰規則による表彰について(報告承認)

山口県教育委員会表彰規則(昭和61年山口県教育委員会規則第6号)第2条の規定に基づき、令和2年度教育功労者を次のとおり決定したので報告し、承認を求めます。

令和2年(2020年)8月21日

山口県教育委員会
教育長 浅原 司

永年精勤の部(表彰規則第2条第6号)

所属名	職名	氏名	勤務年数	備考
山口県立周防大島高等学校	教頭	玉木 伸尚	30年	令和2年8月16日 死亡退職

議案第2号

山口県いじめ問題調査委員会委員の任命について

山口県いじめ問題対策協議会等の設置に関する条例（平成26年山口県条例第27号）第2条第3項の規定に基づき、山口県いじめ問題調査委員会の委員を別紙のとおり任命する。

令和2年（2020年）8月21日

山口県教育委員会

山口県いじめ問題調査委員会委員(案)

【委員】

	氏名	所属・役職名等	区分	推薦団体・略歴等	備考
1	かすが ゆみ 春日由美	山口大学教育学部 准教授	学識経験者	山口大学教育学部推薦 専門「臨床心理学」「生涯発達心理学」 山口中央高校・山口市立白石中学校分教室 スクールカウンセラー	再任
2	なかしま よしび 中嶋善英	中嶋法律事務所	弁護士	山口県弁護士会推薦 山口県弁護士会子どもの権利委員会委員長 山口県FRアドバイザー	再任
3	かわむら いちろう 河村 一郎	かわむら小児科 院長	医師	山口県医師会推薦 山口県医師会常任理事 周南市立德山小学校・秋月小学校校医	新任
	ふじもと としふみ 藤本 俊文	藤本循環器科内科 院長	医師	山口県医師会推薦 山口県医師会常任理事 岩国市立中洋小学校校医	前任
4	ほりえ ひでのり 堀江 秀紀	山口県公認心理師協会	臨床心理士	山口県公認心理師協会推薦 山口県立大学講師 元山口県岩国児童相談所所長	再任
5	すぎやま みわ 杉山 美羽	山口県社会福祉士会 理事	社会福祉士	山口県社会福祉士会推薦 認定NPO法人山口せわやきネットワーク職員 山口県子育て文化審議会委員	新任
	いけなが やすの り 池 永 泰 典	山口県社会福祉士会	社会福祉士	山口県社会福祉士会推薦 山口県FRアドバイザー	前任
6	はらだ しげき 原田 茂 樹	山口県人権擁護委員連合会 子ども人権委員会委員長	人権擁護委員	山口県人権擁護委員連合会推薦 山口保護区保護司 山口県いじめ問題対策協議会「ネットワーク 会議」委員	新任
	くさだ かずえ 草田 和 枝	山口県人権擁護委員連合会 会 長	人権擁護委員	山口県人権擁護委員連合会推薦 山口県FRアドバイザー 山口県人権施策推進審議会委員	前任

※ 委員数6名、任期2年 [令和2年9月1日 ~ 令和4年8月31日]

山口県いじめ問題対策協議会等の設置に関する条例（原文縦書き）

（山口県いじめ問題対策協議会）

第一条 いじめ防止対策推進法（平成二十五年法律第七十一号。以下「法」という。）第十四条第一項の規定に基づき、山口県いじめ問題対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、山口県教育委員会及び学校、市町の教育委員会、児童相談所、地方法務局、県警察その他の山口県教育委員会（以下単に「教育委員会」という。）が指定するいじめの防止等（法第一条に規定するいじめの防止等をいう。以下同じ。）に関係する機関及び団体をもって構成する。

3 前二項に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、教育委員会が定める。

（山口県いじめ問題調査委員会）

第二条 いじめの防止等のための対策に関する重要事項についての調査及び審議並びに県立学校において発生した法第二十八条第一項に規定する重大事態に係る事実関係を明確にするための調査に関する事務を行わせるため、教育委員会の附属機関として、山口県いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。

2 調査委員会は、委員九人以内で組織する。

3 前項の委員は、学識経験を有する者のうちから、教育委員会が任命する。

4 前三項に定めるもののほか、調査委員会の組織及び運営について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

（山口県いじめ調査検証委員会）

第三条 法第二十八条第一項の規定による調査の結果（法第三十条第一項又は法第三十一条第一項の規定により知事に報告された重大事態に係るものに限る。）いじめ調査検証委員会（以下「検証委員会」という。）を置く。

2 検証委員会は、委員五人以内で組織する。

3 前項の委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

4 前三項に定めるもののほか、検証委員会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。

平成二十六年山口県教育委員会規則第八号（原文縦書き）

山口県いじめ問題調査委員会規則

（趣旨）

第一条 この規則は、山口県いじめ問題対策協議会等の設置に関する条例（平成二十六年山口県条例第二十七号）第二条第四項の規定に基づき、山口県いじめ問題調査委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

（任期）

第二条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 前二項の規定にかかわらず、特別の事項を調査審議するため臨時に任命された委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

（委員長及び副委員長）

第三条 委員会に、委員長及び副委員長各一人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第四条 委員会の会議（以下この条において「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長をもって充てる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。

（部会）

第五条 委員会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、委員長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 前条の規定は、部会の会議に準用する。

7 委員会は、その定めるところにより、部会の決議をもって委員会の決議とすることができる。

（秘密保持義務）

第六条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第七条 委員会の庶務は、教育庁学校安全・体育課において処理する。

（その他）

第八条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和3年度（2021年度）山口県立学校職員（実習助手・ 寄宿舎指導員）採用候補者選考試験の実施について

教職員課

1 選考区分、志願区分、採用見込者数及び職務の概要

職種	選考区分	志願区分	採用見込者数	職務の概要	
実習助手	一般選考	普通教科	4人程度	普通教科の実験又は実習について、教諭の職務を助ける。	
		農業	生産系	1人程度	農業の実験又は実習について、教諭の職務を助ける。
		工業	機械系	2人程度	工業の実験又は実習について、教諭の職務を助ける。
			電気系	2人程度	
	化学工業系		1人程度		
障害者を対象とした選考	一般選考の志願区分と同じ	1人程度	一般選考の「職務の概要」と同じ		
寄宿舎指導員			1人程度	特別支援学校の寄宿舎における児童、生徒の日常生活上の世話及び生活指導（食事、入浴等日常生活全般に関わる指導）に従事する。（夜間勤務有り。）	

2 受験資格

昭和46年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者
実習助手（農業・工業）については、別に資格要件が必要

3 志願書類等の受付期間

令和2年8月24日（月）から9月11日（金）まで

4 試験の期日・場所

- (1) 期日 令和2年10月25日（日）
- (2) 場所 山口県セミナーパーク

5 試験の内容

- (1) 実習助手（普通教科）・寄宿舎指導員
教養試験、小論文、面接、適性検査
- (2) 実習助手（農業・工業）
教養試験、専門教科試験、面接、適性検査

6 採用候補者名簿登載予定者の発表等

- (1) 日時 令和2年11月27日（金）午前9時
- (2) 内容 採用候補者名簿登載予定者の受験番号を掲載
- (3) 場所 山口県庁エントランスホール
山口県教育委員会の教職員課のwebページ

令和3年度（2021年度）山口県立学校職員 （実習助手・寄宿舎指導員）採用候補者選考試験実施要項

山口県教育委員会

1 目的

この選考試験は、令和3年度（2021年度）における山口県立学校の実習助手及び寄宿舎指導員として採用を志願する者について、その採用に当たっての選考資料とするために実施するものです。

2 選考区分、志願区分、採用見込者数及び職務の概要

試験は、次の表のとおり行い、1つの職種、選考区分及び志願区分に限り受験できます。

職種	選考区分	志願区分	採用見込者数	職務の概要	
実習助手	一般選考	普通教科	4人程度	普通教科の実験又は実習について、教諭の職務を助ける。	
		農業	生産系	1人程度	農業の実験又は実習について、教諭の職務を助ける。
		工業	機械系	2人程度	工業の実験又は実習について、教諭の職務を助ける。
			電気系	2人程度	
	化学工業系		1人程度		
障害者を対象とした選考	一般選考の志願区分と同じ	1人程度	一般選考の「職務の概要」と同じ		
寄宿舎指導員	/		1人程度	特別支援学校の寄宿舎における児童、生徒の日常生活上の世話及び生活指導（食事、入浴等日常生活全般に関わる指導）に従事する。（夜間勤務有り。）	

3 受験資格

- (1) 昭和46年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者が受験できます。
- (2) 地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない者が受験できます。
- (3) 下記の志願区分については、次の資格要件が必要です。

志願区分	資格要件
実習助手（農業）	高等学校（高等専門学校を含む。）、短期大学、専修・各種学校等において農業に関する学科を修めて卒業・修了した者又は令和3年3月31日までに卒業・修了見込みの者（高等学校教諭普通免許状（農業）を取得している者及び令和3年3月31日までに同免許状を取得見込みの者を除く。）
実習助手（工業）	高等学校（高等専門学校を含む。）、短期大学、専修・各種学校等において工業に関する学科を修めて卒業・修了した者又は令和3年3月31日までに卒業・修了見込みの者（高等学校教諭普通免許状（工業）を取得している者及び令和3年3月31日までに同免許状を取得見込みの者を除く。）

- (4) 障害者を対象とした選考は、上記(1)～(3)に加え、次の要件を満たす者が受験できます。
身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の交付を受けている者

4 志願手続

(1) 志願書類の請求

志願に必要な書類は、山口県教育庁教職員課（〒753-8501 山口市滝町1番1号）に請求してください。山口県教育庁教職員課のウェブページからダウンロードすることもできます。

郵便で請求する場合は、封筒の表に「学校職員志願書類請求」と朱書きし、120円分の切手を貼った、住所、氏名及び郵便番号を明記した返信用封筒（角型2号：縦33cm、横24cmのもの）を必ず同封してください。

(2) 志願書類等

志願者は、次の書類等を整え、山口県教育庁教職員課に提出してください。

郵送の場合は、「簡易書留」とし、封筒の表に「学校職員志願書類在中」と朱書きしてください。

ア 学校職員採用志願書（所定の様式を使用すること。）

イ 自己推薦票（所定の様式を使用すること。）

ウ 通常はがき63円（受験番号等の通知用。表に住所、氏名及び郵便番号を明記すること。）

エ 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の写し（障害者を対象とした選考志願者のみ。）

- (3) 志願書類等の受付期間
 令和2年8月24日(月)から9月11日(金)の午前8時30分から午後5時15分まで受け付けます(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
 郵送の場合は、9月11日(金)までの消印のあるものは有効とします。
 なお、**9月10日(木)以降は、すべて速達としてください。**
- (4) 受験時及び採用後の配慮希望について
 障害等のある志願者で、受験上の配慮や採用後の配慮を希望する場合は、志願書の指定欄に記載するとともに出願時に申し出てください。(配慮希望の申出方法等については、山口県教育庁教職員課のウェブページを確認してください。)障害の状態等に応じて必要な配慮について、志願者と話し合いの上、決定します。ただし、内容によっては配慮できない場合もあります。
 受験上の配慮例：問題・解答用紙の文字の拡大、試験時間の延長 等
 採用後の配慮例：可能な範囲での設備改修 等
- (5) その他
 ア 志願書類受付後の職種、選考区分及び志願区分の変更は、認めません。
 イ 受験票が**令和2年10月9日(金)までに到着しない場合は、教職員課までお問い合わせください。**

5 試験の期日、場所及び日程

- (1) 期 日 令和2年10月25日(日)
 (2) 場 所 山口県セミナーパーク 山口市秋穂二島1062
 (3) 日 程

8:50 ~ 9:30	受 付	
9:30 ~ 9:40	諸 連 絡	
9:40 ~ 10:40	適 性 検 査	
10:50 ~ 11:50	教 養 試 験	
11:50 ~ 12:35	昼 食	
12:35 ~ 13:35	【 実習助手(普通教科) 】 【 寄宿舍指導員 】 小論文	【 実習助手(農業・工業) 】 専門教科試験
13:50 ~ 17:30	面 接	

※時間については受験者数により変動する場合があります。

6 試験の内容、評価の視点及び評価方法並びに選考方法

- (1) 試験項目、試験内容及び評価の視点

【実習助手(普通教科)・寄宿舍指導員】

試験項目	試験内容	評価の視点
教 養 試 験	一般教養(高等学校卒業程度)	公務員として必要な一般的知識及び教養
小 論 文	指定した課題による小論文	職務に対する意欲及び適性等
面 接 等	個人面接及び適性検査	職務に対する意欲及び適性、人間性、人権意識、倫理観等

【実習助手(農業・工業)】

試験項目	試験内容	評価の視点
教 養 試 験	一般教養(高等学校卒業程度)	公務員として必要な一般的知識及び教養
専門教科試験	志願区分の専門に関する試験(高等学校卒業程度)	職務の遂行に必要な基本的知識、理解及び技能
面 接 等	個人面接及び適性検査	職務に対する意欲及び適性、人間性、人権意識、倫理観等

- (2) 評価方法

試験項目	評価方法
教養試験、専門教科試験	各試験における得点で評価
小論文、面接等	5段階で評価

- (3) 選考方法

各試験項目の評価結果をもとに、出願時の提出書類等を総合的に判断しながら、人物を重視した選考を実施します。

7 携行品

筆記用具（HBの鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム、黒のボールペン、定規）、昼食（山口県セミナーパーク内の食堂は営業していません。）を持参してください。時計を携行する場合は、時計機能のみのもものとします。

実習助手（工業）の志願者は、関数電卓（音及び記録紙の出ないもの。周期表に関する機能のないもの。）を持参してください。

なお、適性検査については、シャープペンシルは使用できません。

8 採用候補者名簿登載予定者の発表等

選考試験結果の発表	日時：令和2年11月27日（金）午前9時 内容：採用候補者名簿登載予定者の受験番号を掲載します。 場所：山口県庁エントランスホール 山口県教育庁教職員課のウェブページ
選考試験結果の通知	期日：令和2年11月27日（金）発送 内容：合格（採用候補者名簿登載予定）又は不合格（不登載）を受験者全員に通知します。 なお、不合格者については、以下の①、②の内容を加えて通知します。 ①3段階に区分した総合評価ランク （不合格者全体をおおよそ3等分して成績上位からA、B、Cとします。） ②3段階に区分した各試験項目ごとの評価ランク （各試験の得点率により高得点からa、b、cとします。）

9 採用候補者名簿登載予定者に対する留意事項

- (1) 採用候補者名簿登載予定者には、健康診断書（必要に応じて胸部X線写真のフィルム又はCDデータの提出を求められることがあります。）及び地方公務員法第16条に規定する欠格条項の該当の有無について確認を行うために必要な書類の提出を求めます。その他の提出書類についても、選考結果と同時に通知します。
- (2) 「3 受験資格」を満たしていないことが判明した場合は、採用候補者名簿に登載しません。
- (3) 「3 受験資格」に示す資格要件を満たす見込みの者が、令和3年3月31日までに要件を満たさない場合は、採用候補者名簿に登載しません。
- (4) 採用については、採用候補者名簿登載予定者を採用候補者名簿に登載し、採用候補者名簿に登載された者の中から必要に応じて決定します。

10 試験問題及び解答例の公表

- (1) 期 日 令和2年11月5日（木）以降
- (2) 場 所 情報公開センター（山口県庁1階）
- (3) 公表内容 教養試験及び専門教科試験の問題・解答例、小論文テーマ

11 その他

- (1) 出願後、連絡場所を変更した場合又は就職その他の事情により志願を取り消す場合には、必ずその旨を山口県教育庁教職員課に連絡してください。
- (2) 受験のための宿泊等の斡旋は行いません。

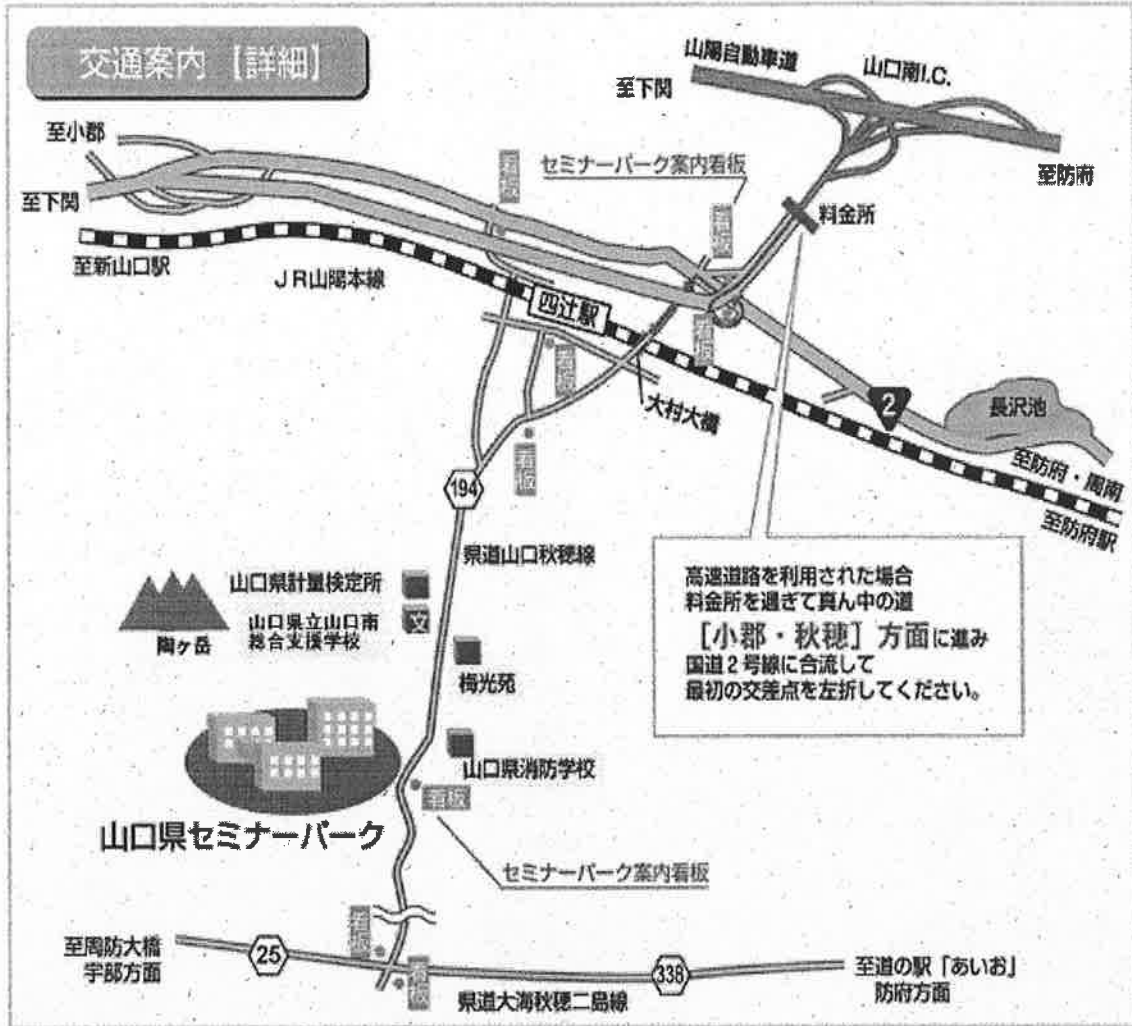
【参考 初任給】 給与は、各人の経歴等によって異なりますが、おおむね次のとおりです。

（令和2年4月1日現在）

職 種	実習助手・寄宿舍指導員		
学 歴	高 校 卒	短 大 卒	大 学 卒
初 任 給	175,003 円	195,617 円	217,994 円

義務教育等教員特別手当及び地域手当を含みます。その他、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当が、それぞれの支給要件に応じて支給されます。

試験会場案内図



交通の案内

- 公共交通機関
 - JR山陽本線 新山口駅から約10km(タクシー約15分)
 - JR山陽本線 四辻駅から約3km(タクシー約5分)
 - セミナーパークへのバスの運行便はありません。
- 自家用車
 - 山陽自動車道 山口南インターチェンジから車で約10分
 - 中国自動車道 小郡インターチェンジから車で約25分

試験実施に関する緊急連絡事項がある場合は、山口県教育庁教職員課のウェブページにおいてお知らせしますので、随時御確認ください。

(悪天候による延期や新型コロナウイルス感染拡大防止のための日程等の変更も、このウェブページでお知らせします。)

試験についてのお問い合わせ先

山口県教育庁教職員課

〒753-8501 山口市滝町1番1号
電話083-933-4624

《ウェブページURL》

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a50200/index/>

